

地方独立行政法人山口県立病院機構の中期目標の策定について

1 第 1 期中期目標の状況

(1) 第 1 期中期目標の基本的な考え方

- 法人は、救急・急性期医療、高度専門医療など県立病院が担うべき医療を確実に実施するとともに、県内の医療機関や医療従事者を支援していくことが求められている。
- このため、法人が質の高い医療を安定的かつ効率的に県民に提供するよう、法人の業務運営に関する達成目標を具体的に指示する。
- なお、法人が主体的・計画的に業務運営に取り組むため、目標項目の主なものについて、法人自らが中期計画で数値目標を設定することを求める。

(2) 第 1 期中期目標の達成状況

① 各事業年度における業務実績評価

年度	法人の自己評価結果	評価委員会評価結果	課題
平成 2 3 年度	B 評価	B 評価	クリニカルパスの活用 臨床研究の実施
平成 2 4 年度	B 評価	B 評価	地域医療機関連携体制の整備
平成 2 5 年度	B 評価	B 評価	臨床研究の実施

<評価基準> S：中期計画の進捗は優れて順調
 A：中期計画の進捗は順調
 B：中期計画の進捗は概ね順調（標準）
 C：中期計画の進捗はやや遅れている
 D：中期計画の進捗は遅れている

② 主な成果

- D P C II 群病院（大学病院に準じた高度急性期病院）に選定
- 地域医療支援病院の承認（予定）
- 施設整備（MR I 棟及び医療観察法病棟の開棟、電子カルテの導入等）
- 体制整備（医療従事者の増員・7 対 1 看護体制の確立等）
- 黒字基調の経営

2 第2期中期目標（素案）の概要

(1) 第2期中期目標の作成方針

県立病院として果たすべき役割（※）の重要性を踏まえ、第1期中期目標期間において整備された体制・仕組みの成果を基礎としつつ、今後の課題に的確に対応するための取組を促進するものとする。

内容については、法人がその創意工夫を発揮しつつ、自主的、自律的に業務運営の改善等に取り組むことを促す観点から、大きな方向性を示すものとする。

- 第1期中期目標の基本的な考え方との整合性をとること。
- 「体制・仕組みづくり」から「体制強化」・「効率的な業務運営」へシフトさせること。
- 主要項目の中期目標期間終了時の達成水準について、数値目標を設定させること。

(※) 県立病院として積極的に対応すべき医療分野等

【第6次山口県保健医療計画 平成25年度から平成29年度まで】

病院名	医療分野	求められる主な診療機能	対象地域
総合医療センター	がん	地域がん診療連携拠点病院 (専門診療)	山口・防府
	脳卒中	急性期高度専門医療 (救急医療)	山口・防府
	急性心筋梗塞	救急医療	山口・防府
	糖尿病	専門治療	山口・防府
	救急医療	救命救急センター (三次救急医療)	山口・防府、萩
	災害医療	基幹災害拠点病院	全県
	へき地医療	へき地医療拠点病院	全県
	周産期医療	総合周産期母子医療センター	山口・防府、萩
	小児医療	連携強化病院 (小児専門医療、小児救急医療)	山口・防府、萩
	感染症	第一種感染症指定医療機関	全県
	エイズ	エイズ治療拠点病院	全県
こころの医療センター	精神疾患	精神科救急医療 (精神科救急情報センター) 認知症疾患医療センター	全県

(2) 第2期中期目標の構成

前文	
・法人の使命や法人化後の状況等を記載。	
第1 中期目標の期間	
平成27年4月1日～平成31年3月31日	・4年間
第2 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	
1 医療の提供 (1) 県立病院として積極的に対応すべき医療の充実 ア 総合医療センター イ こころの医療センター (2) 医療従事者の確保、専門性の向上 (3) 施設設備の整備 (4) 医療に関する安全性の確保 (5) 患者サービスの向上 (6) 地域医療への支援 ア 地域医療連携の推進 イ 社会的な要請への協力 2 医療に関する調査及び研究 3 医療従事者等の研修	・定款第16条の業務
第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項	
1 効率的・効果的な業務運営 (※) 2 収入の確保、費用の節減・適正化	・法人の業務運営体制の強化 ・法人の経営基盤の強化
第4 財務内容の改善に関する事項	
経常収支の黒字	・独立採算性と経費負担の原則 (法第85条)
第5 その他業務運営に関する重要事項	
1 人事に関する事項 2 就労環境に関する事項 3 中期計画における数値目標	・法人の独立性を活かした人事管理 ・法人職員の確保と定着に資する取組 ・中期計画における数値目標の設定

※ 第1期中期目標中の「第3 1 経営体制の確立」は、「第3 1 効率的・効果的な業務運営」に統合。